

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々へのすみやかな生活・暮らしの支援として、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円の臨時特別給付金を給付します。

●支給対象世帯

次の1または2のいずれかに該当する世帯の世帯主に支給します。

1. 世帯全員の令和3年度分または令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯
2. 新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯

※ただし、すでに本給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯および当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は支給対象世帯になりません。

●給付金の支給額 1世帯あたり10万円

●給付金の支給手続き

上記1、2で手続きが異なりますのでご注意ください。

1. 世帯全員の令和3年度分または令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯

1-① 世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯

(1) 世帯全員が令和3年1月1日以前から益田市にお住まいの場合

対象となる世帯には2月に「確認書」を郵送しています。確認書の内容を確認し、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒に入れてポストに投函してください。

(2) 世帯の中に、令和3年1月2日以降に益田市へ転入した方がいる場合

対象となる世帯には3月に「申請書」を郵送しています。申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類と一緒に提出してください。

1-② 世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯

(1) 世帯全員が令和3年12月10日以前から益田市にお住まいの場合

対象となる世帯には、「確認書」を順次郵送します。確認書の内容を確認し、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒に入れてポストに投函してください。

(2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に益田市に転入した方がいる場合

対象となる世帯には「申請書」を順次郵送します。申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類と一緒に提出してください。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯

給付金を受取るには申請が必要です。申請受付後、支給要件を満たしているかどうかの確認を行います。

●申請期限 11月30日(水)

<申請に必要な書類>

申請書、本人確認書類の写し、世帯の状況を確認できる書類の写し、受取口座を確認できる書類の写し、申立書、令和4年中の収入の見込額または任意の1カ月の収入状況が確認できる書類

※申請書等は、福祉総務課窓口にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

●申請書等提出先 福祉総務課(福祉事務所2階) ☎ 31-0664

郵送の場合は「〒698-8650 常盤町1-1 福祉総務課」宛

【問い合わせ先】 市福祉総務課 地域福祉係 ☎ 31-0664 (平日8:30～17:15)

FAX 23-5454 ✉ fukushi@city.masuda.lg.jp